

# 公 募 公 告

不動産登記法第14条第1項に定める地図作成作業のための現地事務所の公募について

令和2年2月3日

国・支出負担行為担当官 鈴木 通 広

奈良地方法務局では、天理市柳本町の一部地区において、不動産登記法第14条第1項に定める地図の作成作業を予定しているところ、当該地図を作成する際に必要となる現地事務所を下記のとおり公募する。

## 記

### 1 公募に付する事項

- (1) 契 約 名 登記所備付地図作成作業（令和元年度・令和2年度）現地事務所  
賃貸借契約
- (2) 契約期間 令和2年4月1日から同年12月31日まで
- (3) 目 的 物 募集要領による。

### 2 賃借物件の条件

- (1) 作業実施区域内又は作業実施区域の中心地（柳本町1236番地）から直線距離0.8キロメートル以内に所在すること。
- (2) 事務所として使用できること。
- (3) 床面積が50平方メートル以上であること。
- (4) マンション等階層のある建物の1階以外である場合は、建物にエレベータが設置されていること。
- (5) 普通自動車3台分の駐車場が敷地内にあること。  
なお、敷地内に確保できないときは、近隣に確保することでも可とする。
- (6) 電気、水道設備、トイレ及び電話配線を有すること。
- (7) エアコンが設置されていること。又は、エアコンを設置できること。
- (8) 機械警備を設置できること（費用は当方が負担する。）。

### 3 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号、以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 仲介人として公募に参加する場合にあっては、国土交通大臣又は奈良県知事による宅地建物取引業の免許を受けている者であること。

(4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、明らかに契約当事者として不適当と認められる者でないこと。

(5) 官庁（国の全ての機関）及び地方公共団体から、指名停止又は一般競争入札参加資格停止若しくは営業停止（以下「指名停止等」という。）を受けている期間に該当しない者であること。

なお、指名停止等を受けている者が、会社（法人）の本店、支店、営業所のいずれであっても、本公募の参加資格はない。

(6) 本件公募に係る募集要領の交付を受けた者であること。

#### 4 募集要領の交付場所等

(1) 交付場所及び問合せ先

〒630-8301

奈良市高畑町552番地（奈良第二地方合同庁舎）

奈良地方法務局会計課用度係 担当：西田

電話 0742-23-5536（直通）

(2) 募集要領の交付期間及び公募参加の受付期間

令和2年2月3日（月）から同月19日（水）まで

午前9時から正午まで及び午後1時から同5時15分まで（ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条各号に掲げる日を除く。）。

#### 5 公募参加の申込手続

公募に参加する者は、令和2年2月19日（水）午後5時15分までに、募集要領において定める公募参加申込書類を上記4(1)宛てに提出すること。

#### 6 相手方の選定

上記5に従い公募参加申込書類を提出した者であって、提案する物件が上記2の賃借物件の条件を全て満たし、提案書において提示する契約希望金額が当局が予決令79条の規定に準じて作成した予定価格の範囲内であり、かつ、最も安価である者を相手方として選定する。

以上